

「ベリーツ」ロゴマーク使用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、「ベリーツ」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し必要な事項を定めるものであり、県は使用者が本規則を遵守することを条件として、ロゴマークの使用を許可するものとする。

(ロゴマークの位置づけ)

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、県が推進する「ベリーツ」ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進するという意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではない。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークは次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合に使用できるものとする。

- (1) 品種が「大分6号」であるいちごであることが確認できるもの。
- (2) 加工品の場合、(1)を満たすいちごを使用したもの。ただし、「大分6号」以外の品種を混合してはならない。
- (3) 地方公共団体、農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で大分県産品を広く広報宣伝する効果が認められるもの。ただし、「大分6号」の利用促進、販路拡大に資する場合に限る。
- (4) その他おおいたブランド推進課長が必要と認めるもの。

(申 請)

第4条 「ベリーツ」名を使用しようとする者は、別紙1：ロゴマーク分類表（以下、「分類表」という）で、使用できるロゴマークを確認のうえ、県に使用許可申請をしなければならない。

2 前項の使用許可申請は、ロゴマーク①については申請書（第1号様式の1）、ロゴマーク②については申請書（第1号様式の2）、ロゴマーク③については使用申請書（第1号様式の3）、または申請書（第1号様式の4）を提出するものとする。

なお、ロゴマーク①と②については、バリエーションは認めないものとする。

3 当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）、加えて加工品は、別表に記載されている書類を添付し、提出するものとする。

(許 可)

第5条 県は、第4条の申請があった場合はこれを審査し、ロゴマークの使用を許可するものとする。

2 前項の使用を許可したときは、使用許可書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の期間)

第6条 前条の使用許可の期間は、指定された期間とする。

(使用者の責務)

第7条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- (4) 第三者認証物については、ロゴマーク単独での使用は認めず、第三者認証マークと併記すること。

(取 消)

第8条 ロゴ使用の許可を受けた者の使用内容が、申請内容と異なる場合や不当と判断される場合は、県はその使用許可を取り消すことができる。

(損害に対する責任)

第9条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

- 2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなければならない。

(その他)

第10条 本使用規則に定めのない場合及び疑義の生じた場合は、協議のうえ県の判断に従うこととする。

附 則 この規則は平成29年12月25日から施行する。
この規則は平成30年10月 1日から施行する。

別表 加工品

対象品目	要件	申請者
加工品	<p>1. 各号の全てに該当すること</p> <p>1) 原則として大分県内で加工・製造されたもの</p> <p>2) 原材料仕入れ過程が明確で、製造過程の品質管理体制が確保されていること</p> <p>※ <u>原料仕入れが証明できる書類を添付すること</u></p> <p>3) 消費者や取引先等からの商品に対する問い合わせやクレーム等の窓口が設置されていること</p> <p>※ <u>商品の原材料名（品種名）が記載されている書類を添付すること</u></p> <p>4) 上記内容について、情報の公開および資料の提出が可能であること</p> <p>2. その他知事が特に必要と認めた場合</p>	加工事業者、販売者、団体

別紙1 ベリーツロゴマーク分類表

生果ロゴマーク

